

各県立学校長 様

保健体育課長
高等学校課長
特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染症のステージ変更に係る対応について（通知）

日頃は、学校における新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、本日より県の新型コロナウイルス感染症対応の目安が「警戒（オレンジ）」に引き上げられたことから、学校教育活動を下記のとおりとします。

学校教育活動の実施にあたっては、再度、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」をご確認いただき、十分な感染防止対策を講じた上で行うようお願いします。

なお、今回の対応の目安の引き上げを受け、感染レベルが【レベル2地域】となるため、教職員や児童生徒に体調不良等の症状がある場合や、**同居の家族に発熱等の風邪の症状がある場合**には、出勤や登校を控えさせるなど、引き続き感染防止対策の徹底を講じるようお願いします。

記

○学校教育活動について

10月18日（月）から全ての県立学校において、学校教育活動を以下のとおり「警戒（オレンジ）」とする。

項目	活動方針
教科等	校長の判断のもと、衛生管理マニュアル（P55）に示されている【レベル2地域】にあたるため、別紙1のとおり感染リスクの高い活動については十分留意すること。
行事等	学校行事、対外的行事の実施は差し支えないが、校長の判断のもと、 内容の見直し、観客の制限など 、各校の実情を踏まえた感染防止対策を徹底すること。
部活動	「平日2時間程度まで、週休日等3時間程度まで」とする。 なお、 <u>県外校との練習試合等については令和3年7月21日付け3高保体第450号「コロナ禍における県立学校の県外校との練習試合等の実施状況調査結果及び結果を踏まえた今後の部活動の県外遠征（公式大会を除く）について（通知）」に基づいて実施すること。</u> また、部活動の実施については、生徒、保護者の意向を確認し、その意思を尊重するとともに、以下の感染防止対策に留意するなど、万全を期して実施すること。 【留意点】 <ul style="list-style-type: none">・活動場面以外では、マスクを必ず着用すること。・部室や更衣室では密を避けるとともに、滞在時間を短時間とすること。・昼食を挟まないよう、活動時間を工夫すること。・その他、手指消毒等、十分な感染防止対策を講じること。

【担当】

保健体育課 田邊、池田、中内（TEL:088-821-4900）
高等学校課 岩河、東岡（TEL:088-821-4907）
特別支援教育課 濱口、吉井（TEL:088-821-4741）

【分類番号 05-04-0009】

第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」抜粋（P55）

【レベル2地域】

下記の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討します。すなわち、これらの活動における、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施します。この場合にも、(★)を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討します。

1. 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられます（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」(★)
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」(★)
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」(★)
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」(★)や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(★)